



Title	兼好家集成立論再考
Author(s)	杉浦, 清志
Citation	語学文学, 33: 13-22
Issue Date	1995
URL	http://s-ir.sap.hokkyodai.ac.jp/dspace/handle/123456789/8376
Rights	本文ファイルはNIIから提供されたものである。

兼好家集成立論再考

はじめに

兼好がこの世に残した二つの主要な業績である『徒然草』と『兼好自撰家集』を比較すれば、文学史的には言うまでもなく、圧倒的に前者の功績が大きいと言えよう。『徒然草』に展開された思想に對しては賛否両論あるとはいえ、後世に与えた影響の大きさは計り知れない。しかし『徒然草』のような作品を書いた兼好とは一体どういう人間であったか、他の資料によっては知り得ない多くの情報を提供してくれるという意味だけでも、後者の存在意義は大きいはずだし、実は和歌史的に見ても、この家集はもっと注目すべきではないかと考えている。そこで私はこれまでにくつかの、この家集に関する拙稿を公表して来たが、その成立については、「兼好家集成立存疑」（『人文論究』第四十八号一九八八年三月）において、それまでに提出されていた諸説を整理した上で逐一検討し、時期についても動機についても、その時点で考えられる最も妥当な結論を提

出できたと考えていた。その結論だけを抜き出すと次の通りである。

杉 浦 清 志

兼好家集の卷末八首を除く部分の執筆時期は、収載歌の詠歌年時から、今の所暦応四年（一三四一）正月から貞和二年（一三四六）十二月五日までが範圍と考えられる。執筆動機は齋藤彰氏の「生涯の記念となるべき家集^①」という考え方が魅力的である。卷末八首は新千載の下令後完成以前、すなわち延文元年（一三五六）六月から同四年（一三五九）十二月までに詠まれ追記されたと考えられ、兼好の没年もその間と考えられる。

兼好の没年推定は家集成立時期を推定する中で生まれた副産物であった。この結論についてその後支持を表明してくれた人はいなかったが批判する人も現れず、私自身それを更に限定したり撤回したりする論拠も発見できなかった。新たにこの問題をめぐる論文を書く必要も感じていなかったのだが、最近発表された稲田利徳

氏の「兼好自撰家集」覚え書」(『岡山大学教育学部研究集録』第九十六号一九九四年三月)という論文は、拙論を含めて過去の諸説をも視野に入れ、この家集の成立のみならず、家集としての魅力や扱いの難しさなど、文学的な特質にも説き及ぶ画期的な論文であった。その中で稲田氏は、拙論の説を一部支持し一部批判された。

たとえば兼好がこの家集を自撰編纂した動機は、従来堀部正二氏の「風雅集撰述の資料として提出すべく兼好によって整理書写されたものの草案」であったとする説が比較的広く支持されていた。それに対して私は上記拙論において、この家集には風雅以前の二つの勅撰集、続千載集と続後拾遺集に採録された歌が入っているという事実を根拠に批判したのだが、その後何となく堀部説を支持する意見が続いていた。しかし、かつて「兼好の「民部卿家褒貶和歌」をめぐる」(『岡山大学教育学部研究集録』七十一号一九八六年一月)という論文においては堀部説を受け入れていた稲田氏が、今回の論考では明確に杉浦説支持を表明してくれた。このほかにも上記拙論で展開した考え方のいくつかを支持してくれたし、他の拙論にも言及してくれるなど、私にとって大変ありがたいことであった。

が前述のように、稲田氏の論考には杉浦説に対する批判も含まれる。批判された点は前掲結論の中の編纂動機を除く部分、つまり巻末八首を除く部分の成立が、杉浦説より若干遅く「貞和三、四年頃ではなかったか」ということと、巻末八首の追加時期は新千載下命後ではなくて、「風雅集」の成立した貞和五年(一三四九)以後、少なくとも数年を経た以降、恐らく「新千載集」の成立した延文四

年(一三五九)以前の可能性が強く、それら八首をまとめて追加したのは兼好の最晩年であったと推測するばかりである」ということであった。

以下既に提出した自説とこの稲田氏の新説のどちらが適切かを検討したいが、巻末八首以前の部分の成立については、「民部卿家褒貶」と呼ばれる作品群の成立年時推定が大きな意味を持つ。そこでまずその作品群を検討することから始める。

一 「民部卿家褒貶」の詠作時期

「民部卿家褒貶」または「民部卿家褒貶和歌」と呼ばれる和歌資料は、内閣文庫蔵『山家心中集』(古一七・三三四)に合綴されたもので、「民部卿家褒貶 兼好度々褒貶詠哥少々」と題され、四十首の和歌が収録されたものである。一方兼好の家集には「民部卿殿にてをの／＼哥よみてほめそしることありしに」という題のもとに十八首の歌が並んでいる部分(一一〇～一二七)があり、両者には四首の一致歌がある。更に家集では「寄雲恋」と題された四首の歌群(八七～九〇)の中にある一首(九〇)もこの資料と一致する。家集の「民部卿殿にて云々」という箇所には「為定卿」という朱注があり、「民部卿」が為定を指すことは間違いない。後で述べるように辞任の時期の認定に問題があるが、為定は建武四年(一三三七)七月から約九年乃至十年ほど民部卿であった。兼好家集の詞書における官位記載は詠歌年時現在を原則としているようだから、上記の歌群は全て、その時期の為定家で複数回行なわれた褒貶歌会と呼ばれるべき歌会で兼好が詠んだ歌の中から、何らかの基準によって選

ばれたものだったのであろう。

『山家心中集』に合綴の「民部卿家褒貶」を初めて紹介したのは樋口芳麻呂氏（「内閣文庫蔵『山家心中集』について——西行・兼好の一致歌資料として——『中世文学』第六号昭和三十六年六月）であり、その時既に、これを「すべて兼好の作と看做してよいのではなからうか」と述べられたが、その後井上宗雄氏（『中世歌壇史の研究南北朝期』、稲田氏と同浩子氏（『兼好法師全歌集総索引』昭和五十八年五月和泉書院）も兼好の一致歌資料として位置付け、斎藤彰氏の「民部卿家褒貶考」（昭和女子大学『学苑』五五一号昭和六十年十一月）と稲田氏の前掲「兼好の「民部卿家褒貶和歌」をめぐって」は、更に詳細にこの資料の性格を論じられた。

さてその「民部卿家褒貶」及び家集収録の同じ性格の歌会で詠まれたと考えられる作品群が詠まれた、その歌会の催行時期や家集との関係などについて、稲田氏は「二条為定の民部卿時代、特に貞和年間頃、為定家で一か月三度の旬歌会が催され、互いに持ちよった和歌を褒貶していた。（中略）おそらく兼好は、その歌会に提出した詠草を、年月順に手控え的に書き記していた。（中略）「褒貶和歌」は、そういった多数の歌から、少しばかりを配列順に抄出したものである。（中略）一方、兼好は、「自撰家集」の編纂に際して、「褒貶和歌」の抄出者が対象としたと同じ性格の歌稿から、自己の好尚にあった歌十八首を選出し、（中略）「家集」に掲載したのであろう。（中略）但し、「家集」編纂に際して対象とした歌稿と「褒貶和歌」が対象とした歌稿が全く同じものであったかどうかは疑問である」と述べられた。そして今回の「兼好自撰家集」覚え書」において

は、この結果を踏まえて「家集には暦応四年より新しい、貞和初年頃の詠歌が存在することになるので、（家集の——杉浦注）成立もそれ以降とみなされる」と述べられたのであった。

私が巻末八首を除く兼好家集成立の上限を暦応四年としたのは、詠歌年時の知られる最新の歌は「正月十二日春たつ日民部卿家の庚申に」（この民部卿も「為定卿」と朱注あり）という詞書のある一五二番歌（から始まる五首）であるとする、川瀬一馬氏の考証^⑤を追認したからであった。『三正綜覧』や『日本暦日便覧』などによれば、為定の民部卿時代で一月十二日が立春であり庚申であったという年はこの年しかない。それに対して稲田氏は、それよりも新しい貞和初年頃の歌が家集の中に「存在する」から、家集成立の上限は貞和まで引き下げられると主張されたわけである。もしその主張が正しければ、当然私の説は撤回せざるをえないであろう。

しかし稲田氏のこの主張にはいくつかの疑問がある。まず稲田氏は、家集の中に、より具体的には「民部卿殿にて云々」とある十八首の歌群の中に貞和初年の歌が存在すると言うのだが、その十八首の中のどれが貞和初年の歌であるかを指摘されたわけではない。勿論出来る筈もないと思われるのだが、これが一つ。

次に前記引用のように稲田氏は「二条為定の民部卿時代、特に貞和年間頃」と、為定の民部卿時代約十年間の中で民部卿家褒貶が行なわれた時期を「特に貞和年間頃」に限定しておられるのだが、そう限定される論拠は確実とは言い兼ねる。念のために稲田氏の論証過程を要約すると次のようになるであろう。

① 民部卿家褒貶と呼ばれる歌会が行なわれたのは為定の民部卿時代約十年間のうちのある時期であった。

② それは二条良基が『近來風体』で、「貞和の比は毎月三度の月次百首会為定大納言の点又判などにて侍しなり。其時の会衆はみな名譽の人々にて有しなり。家の人には為忠、為秀卿、定衆にて侍し。為明卿は時々まじり侍し也。頓阿、慶運、兼好、定衆にて所存を申し也」云々と回想する、「貞和の比」の為定家歌会だったのではないか。

③ 『草庵集』に「御子左（入道）大納言家旬十首」と詞書される歌の中に十三首、兼好の民部卿家褒貶での歌題と一致するものがあり、これらは同じ旬歌会に提出されたものであろう。

④ 『慶運集』には詠歌の場は明記していないが、兼好、頓阿の民部卿家褒貶、また為定家旬十首と一致する歌題がいくつかあり、そのうちの数首はやはり同じ歌会に提出されたものであろう。

⑤ ③④の調査結果は②の『近來風体』に「頓阿、慶運、兼好定衆にて」云々とあるのを裏付けている。

しかしこれは論証になっていないと言わなければならないであろう。稲田氏は③④の調査結果によって②が論証された、すなわち兼好の民部卿家褒貶とは貞和初年頃の詠歌であるというのだが、③④で引き合いに出された草庵集や慶運集の歌が貞和の頃の歌であることを論証しているわけではないので、その調査結果は到底②を論証しうる根拠とはならないのではなからうか。

或いは、そうではなからうとも思うが、稲田氏は③に引かれた草

庵集の和歌を、「御子左（入道）大納言」という詞書から為定の権大納言就任以降のものと判断されたのであろうか。しかし草庵集において為定は全て「御子左大納言」或いは「御子左入道大納言」と書かれており、その中には任権大納言以前の歌があることが確実である。たとえば「元弘比、八月十五夜に、御子左大納言、東山庵室におはして歌よまれし時」（五〇四）とある元弘比（一三三―一三三四）とは、為定の権中納言時代である。

また②に引用された『近來風体』の記事の扱いにも問題があると思われる。稲田氏はそこに「貞和の比」の歌会の記事があることによつて、ただちにそれを「民部卿家褒貶」と結び付けられたのだが、二条良基にとって為定家のそれ以前における歌会は、自己の経験の範囲外だったのでなからうか。良基は貞和元年において二十四歳。それ以前に和歌の事蹟として知られることはなく、『近來風体』でもまず貞和の歌会から語り出している。それはその頃が、良基にとっては歌道家である二条家の歌会に顔を出し始めた最初の頃だったからではなからうか。しかし良基より遙かに年上の頓阿、慶運、兼好などは、それ以前から為定に古今集の家説を受講したり、家の歌会に出たりしていたのである。良基が顔を出す以前に為定家で褒貶歌会が行なわれていなかったとは言えず、③④の頓阿や慶運の歌がそうした時期の作品でなかったとは言えないはずではなからうか。

かくして「民部卿家褒貶」と呼ばれる歌会が行なわれた時期を貞和の頃に限定する論拠はないと言わざるをえず、今のところその時期は、為定の民部卿時代と考えるしかない。

ところでその為定の民部卿時代というのがいつからいつまでか、

特に辞任の時期に問題がある。為定の民部卿時代を齋藤氏も稲田氏も、建武四年（一一三三七）七月二十日から貞和三年（一一三四七）十一月十六日までの約十年間とされる。そう認定する典拠を齋藤氏は示しておられないが、稲田氏は『公卿補任』に依ったという。がその『公卿補任』によれば、貞和三年の為定の名の下には、「民部卿」という文字がどこにも見えないのである。或いは手持ちの『公卿補任』（新訂増補国史大系昭和四十九年八月二十日発行のもの）に問題があるのかと、勤務先の図書館にある昭和十二年発行のものも覗いてみたが同じであった。とりあえず手持ちの『公卿補任』⁹が為定の官位の変遷を辿ると、次のようになっていいる。

為定は元亨三年（一一三二三）参議正四位下の条に初登場。正月十三日就任であった。嘉暦二年（一一三二七）七月十六日に権中納言となり、同四年九月十六日から翌元徳二年正月十三日までと、元弘二年（一一三三二）四月十五日から翌三年五月十七日まで二回の中断を挟み、建武五年（一一三三八）八月五日為世の喪に服して解任されるまで、約十年間権中納言であった。その前年建武四年七月二十日に民部卿を兼ねる。これも翌年の為世の喪とともに解任されるが、民部卿だけは翌暦応二年（一一三三九）八月二十九日に復任した。貞和二年（一一三四六）十二月五日権大納言となるが、同年の権大納言正二位の条には、「十二月五日任。元前権中納言。民部卿」とあって、読みようによってはこの時民部卿をやめたとも取れる。翌貞和三年権大納言正二位の条及び前権大納言正二位の条にはともに「十一月十六日辞」とあるが、民部卿についての記載はない。齋藤・稲田両氏ともに権大納言辞任と同時に民部卿も辞任したと認識しておられ

るのだが、以上のように私の『公卿補任』ではそれは確認できない。なお以後文和四年（一一三五五）前権大納言正二位の条に「八月十七日出家。法名釈空」と書かれるまで官位の変遷はなく、前権大納言正二位のままであった。

以上によれば、為定の民部卿時代とは建武四年（一一三三七）七月に始まり、翌五年八月から暦応二年八月までの約一年間の中断を挟み、貞和二年（一一三四六）十二月五日の任権大納言までの約十年間、中断を除けば九年ほどとなる。齋藤氏と稲田氏が揃って貞和三年十一月までとされている以上、『公卿補任』以外に何らかの根拠があるのかも思われ、私の調査不足の懸念もあるのだが、ともあれこの調査の限りでは、私は為定の民部卿時代を貞和二年十二月までと考えるしかないし、兼好の「民部卿家褒貶」或いは家集収録の「民部卿殿にて云々」とする作品群の詠歌年時も、その範囲内であろうと考えるしかない。

二 家集卷末八首以前の成立

稲田氏が兼好家集卷末八首以前の成立を「貞和三、四年頃」とされたのは、今検討した「民部卿家褒貶」の詠歌年時の推定のほかに、成立の下限についての考え方と、朱墨の注記の再検討によるものであった。まず下限についての杉浦説について稲田氏は、「杉浦氏自身も危惧したように、官位記載が詠歌年時のものであることを念頭にすれば、為定のことを家集で「中納言」と称していても、それが必ずしも下限を示すことにはならない」から、「官位記載では下限を必ずしも限定できない」と述べている。

これはその通りであって、稲田氏が引用されたように私も危惧していた点であった。確かに為定の権大納言就任以後家集が編纂されたとしても、その中にたまたまそれ以降の歌がなければ、為定を「大納言」とは書かなかったことになる。それを任権大納言以前と限定したのは、上限の暦応四年（一三四一）から下限の貞和二年（一三四六）までだけでも六年間もあるので、それ以上期間を伸ばすことに抵抗があったからであった。しかしより厳密には、稲田氏の言われる通り、為定を「大納言」と記さないことが下限を決定する根拠にはならないと考えるべきであろう。よってこの点は前稿の推定を撤回したい。

次に朱墨の注記について、私はこれを家集編纂時期⁽¹⁰⁾を限定する根拠には出来ないと考えたが、稲田氏は「有力な状況証拠と考え」られた。朱注とは続千載、続後拾遺、続現葉、藤葉といった風雅以前の勅・私撰集についてのものであり、墨注は「風雅」とする一例のみである。堀部正二氏⁽¹¹⁾はこれらを兼好自身の筆と見、朱注が藤葉成立後風雅撰進以前、墨注が風雅成立に及んでと考えられた。稲田氏はこの堀部説を首肯し、そこにその後の関係歌集の研究成果を盛り込んで、「朱注が施されたのは（藤葉集成立の——杉浦注）康永四年以降、（風雅撰進の——同前）貞和四、五年以前の頃となる。このことは同時に、卷末八首以前の編纂時期に、「風雅集」が成立していなかったということで、家集成立時期の下限の状況証拠として援用できる。また、朱注を記入した時期が、家集編纂終了の直後とすれば、卷末八首以前の成立時期は、「藤葉集」成立以後の康永四年（貞和元年）以降となるが、これも状況証拠として、可能性があ

ると思う」と述べられた。

この論述の前半は、家集の成立が風雅集成立の貞和四、五年以前だということ、それはその通りであろう。朱注執筆以前には藤葉集は成立していたから書き込めたが、まだ風雅集は成立していなかったから書けなかったのであろう。卷末八首以前の成立を貞和二年以前とする考えは撤回したので、これを貞和四、五年以前に訂正する。

しかし後半「また」以降の部分については賛成できない。「朱注を記入した時期が、家集編纂終了の直後とすれば」とする「直後」というのがどの程度直後なのかわかりにくいし、朱注書き入れが家集編纂直後なら家集編纂は藤葉集成立以降という論理も成り立たないのではないか。朱注の書き込みは藤葉集成立以後であろうが、それ以前に家集卷末八首以前は成立していたわけだから、それが藤葉集成立の前であった可能性も否定することは出来ないのではなからうか。

以上のように考えると、卷末八首以前の部分の編纂時期（朱墨の注記の書き入れは含まない）は、暦応四年（一三四一）から貞和四、五年（一三四八、四九）までと、八、九年に広がってしまった。しかしこれは今の段階では仕方がないのであろう。稲田氏の貞和三、四年頃という推測はこの期間内に含まれるが、そのように限定出来るだけの証拠はないと言わなければならない。

稲田氏の貞和三、四年という推測も明確な根拠があるわけではないので、私もこの期間内で可能と思われる憶測を披露しておく。暦応四年、兼好の推定年齢は五十九歳であった。早くてその頃、或い

は六十代に入ってから、兼好は自らの過去の詠草をまとめて家集を編纂することを思い立った。その動機は風雅集とは無関係で、斎藤氏が言い出され私が魅力的であると述べ、稲田氏も概ね首肯された。「生涯の記念となるべき家集」としてであったが、それを概ねまとめ終わってから、どれ位経ってからかはわからないが風雅集編纂の話聞いた。そこで過去の勅撰集や私撰集に入集した歌に朱注を付け、それらを除いたものの中から撰歌した詠草を作り、風雅集の編纂資料として提出した。それは頓阿や為定が提出していた貞和一、二年頃のことであろう。家集そのものは手元に置いておき、風雅集が成立した貞和四、五年頃、そこに入集した一首（五一番歌）に墨で「風雅」の文字を入れた、ということではなかったかと。

三 「千鳥」の歌と巻末八首、及び兼好の没年

次に巻末八首の追加時期について検討する。

忍絶恋

世にもらはいかにせむとそ思こし

心やすくもたえし中かな（二七九）

と始まる巻末八首は、それ以前との筆跡の違い、といっても他人の筆というのではなく、兼好自身ではあるうがかなりの老筆と見えるということと、詠歌内容が晩年のものであることを思わせることから、それ以前の部分からある程度年を経た段階で追記されたのであろうと思われる。そのことは堀部正二氏⁽¹²⁾が言い出され、私も稲田氏も首肯している。その中の一首、

千鳥

わかのうらに三代の跡あるはまちとり
猶かすそへぬこそなかるれ（二八一）

は、諸説あったが「はまちとり」は兼好自身であり、「三代の跡ある」とは兼好が続千載・続後拾遺・風雅の三勅撰集に入集したことを指すとする堀部氏の説を私は支持、稲田氏もそこまでは首肯しておられる。問題はその詠歌の時期で、堀部氏は「ほゞ風雅集の完成した貞和四年（一三三八）七月二十七日を去る遠くない頃」とされたのであったが、私は「生前に三度の勅撰集に歌を採られたということは、歌人として相当な名譽だったはず」であり、「風雅集完成直後であれば三度目の入集を喜ぶ歌を詠むことはあっても、なおそれに飽き足らず、その後何年後にあるかわからない四度目の勅撰集を望み、そこに生きて入集出来ないであろうことを嘆く歌を詠んだなどとは到底考えられない」から、この歌が詠まれた時期は「兼好にとって四度目の勅撰入集ということになるはずであった新千載の撰集が為定に下命された延文元年（一三五六）六月から、同四年（一三五九）十二月の同集完成ごろまで」と推定したのであった。これに対して稲田氏は「延文元年に師匠の為定に撰集の命が下ったのであれば、四代の勅撰作者になる期待を抱くことこそあれ、入集できないと、なぜ嘆息するのか、入集不可能との事前の決定的理由でもあればともかく（兼好は「新千載集」にも三首入集）、勅撰集の下命以後の詠歌であるとは限定できないのである。むしろ「千鳥」の歌の内容は、「風雅集」の完成した貞和五年（一三四九）以降、なかなか勅撰の企画がもちあがらない時期の方がよりふさわしいとの見方もなりたつ」と反論された。

このうち「延文元年に師匠の為定に撰集の命が下ったのであれば、四代の勅撰作者になる期待を抱くことこそあれ、入集できないと、なぜ嘆息するのか」という疑問は、拙稿がいささか説明不足であったために生じたものと思われるが、私が書き足りなかった回答は、稲田氏自身が推測してくれた。稲田氏はこの前後の歌が「孤独や老衰の身を述懐している」歌なので、その中にこの千鳥の歌を置くと、「猶かすそへぬねこそなかるれ」の悲しみが、今や老衰して、もう長くは生きられそうにもないという悲愴感が背後に張り付いていて詠出されたものと理解できる」から、「新千載集」の勅撰集の命が為定に下り、入集を期待しているが、すでに死の近きを感じ、もはや生きて四代の勅撰作者になれそうにないと感じた頃に詠歌されたとする杉浦氏の見解もそれなりに納得できる」と述べられた。私の解釈は言われる通りであった。

がそう理解された上で、稲田氏は「けれども」、「風雅集」以後、なかなか勅撰の命が下らない時期に、老衰のため余命いくばくもない頃に詠歌されたとみても、それほど不自然とは思わない」と述べ、千鳥の歌の詠歌時期の上限を、杉浦の延文元年（一三五六）六月から若干引き上げて、「風雅集」の成立した貞和五年（一三四九）以後、少なくとも数年を経た以降」とされたのであった。仮に「数年」を三年として、延文元年の四年前となる。さて延文元年以降と見るかそれ以前も可能性があると見るか。

この判断は難しいが、私としてはやはり新千載下命以降の方が可能性は高いのではないかと考える。その理由の一つは、風雅集完成からの年数である。

中世における勅撰和歌集の撰集は、特に大覚寺・持明院両統の対立とそれに絡む二条派・京極派の対立の激化とともに目まぐるしく、新後撰・玉葉・統千載・統後拾遺の四つの勅撰集がほぼ四半世紀の間に相次いで成立した。特に兼好が入集した統千載と統後拾遺二集は、撰進の間隔で六年、統千載の完成と統後拾遺の間隔となるとわずか三年である。とはいえこの目まぐるしさはやや異常だったのであろう。これに先立つ十三世紀の百年間に成立したのは新古今から統拾遺までの五集であり、風雅集以後も半世紀の間に四集とやや沈静化する。しかもかなり目まぐるしかったとはいえ、新後撰の撰進（嘉元元年へ一三〇三）十二月十八日⁽¹³⁾と玉葉集の下命（応長元年へ一三一〇）五月三日の間はまだ七年半、玉葉奏覧（正和元年へ一三二二）三月二十八日）から統千載下命（文保二年へ一三一八）十月三十日）までも六年以上、統後拾遺返納（嘉暦元年へ一三二六）六月九日）から風雅の発起（経過が明確でないが康永四年すなわち貞和元年へ一三四五）四月十日事始）までは、間に鎌倉幕府の崩壊と建武の中興、さらにその崩壊と南北朝の分裂といった政治的な大変動があったことにもよるが、二十年近い間隔があった。そうした状況を考えると、風雅集が完成して兼好が三代の勅撰作者となつてからほんの数年後に、「なかなか勅撰の命が下らない」と意識されたとは考えにくいのである。勿論そう意識されたかどうかは個人の感覚の問題だから、老衰して多少せつかちになった兼好が、風雅完成後まだ三年か四年しか経たないのに、まだ勅撰の話が持ち上がらないと意識しなかったとは言いきれないのだが。

また稲田氏の「延文元年に師匠の為定に撰集の命が下ったのであ

れば、四代の勅撰作者になる期待を抱くことこそあれ、入集できないと、なぜ嘆息するのか」という疑問に対して、稲田氏が推測された以外の回答も考えられないではない。たとえば足利尊氏の死。

新千載は尊氏の執奏により延文元年（一三五六）六月十一日、後光厳天皇の綸旨が為定に下って撰集が開始された。撰集に際して延文百首も催され、尊氏も同年乃至翌年の冬に詠進し、撰集は順調に進行していたが、そのさ中の同三年（一三五八）四月三十日に尊氏が死んだことは、撰集にとって重大な危機と考えられたらしい。その危機が頼阿の活躍によって乗り越えられ無事完成に漕ぎ着けたことは井上氏の著書に詳しいが、仮に尊氏の死によって或いは新千載の撰集が中止になるかも知れないと考えられた時期に、兼好もまた老衰で余命幾許もないと思われる状態であったとしたら、そういう中で千鳥の歌が詠まれたとは考えられないであろうか。

別に千鳥の歌がその時のものだということではないが、少なくとも千鳥の歌が新千載下命以後に詠まれた可能性はあると考えるのである。

稲田氏は千鳥の歌の詠歌時期についての私の推定に疑問を呈すると同時に、詠歌時期と家集への追加時期の違いも考慮しなければならぬことを指摘された。それはその通りだが、仮に千鳥の歌が詠まれたのが尊氏死亡の頃として、その頃兼好は推定年齢七十六歳である。その後余り長く生きたとは考えられず、詠歌と書き入れの時期はかなり近接していたのではなからうか。

結 び

以上稲田氏の批判によって、兼好自撰家集の成立時期に関するかつての推定は若干修正せざるをえなかった。稲田氏の学恩に感謝申し上げるとともに、修正の結果をまとめておく。

兼好自撰家集はその巻末八首を除く部分が暦応四年（一三四一）正月以後、風雅集の成立する貞和四年（一三四八）乃至五年以前にまとめられていたであろう。朱注は藤葉集成立の康永三（一三四四）、四年以降風雅完成前に書き込まれ、風雅の完成に及んで「風雅」という墨注が書き込まれたのである。その後新千載集下命の延文元年（一三五六）六月以後、完成の延文四年（一三五九）十二月以前に千鳥の歌が詠まれ、その後問もなく、前後する時期に詠まれた他の七首とともに巻末に書き込まれたのであろう。兼好は新千載下命の頃にはまだ生きていたと考えられ、完成以前に死んだ可能性が高い。

(注)

- 1 「兼好自撰家集の考察——改編過程と構成意識」(『和歌文学研究』第二十九号昭和四十八年六月)
- 2 「兼好法師自撰家集攷」『書誌学』第十四卷五号昭和十五年五月。同著『中世日本文学の書誌学的研究』(昭和二十三年六月全国書房)所収。
- 3 最初の「眨」が異体、後の「眨」は「乏」が使われているのだが、いずれも「褒眨」の意であろうと判断してこう書く。
- 4 兼好家集の本文は尊経閣文庫の複製本を元に通用の字体に直し、歌番号は新編国歌大観に従う。

5 井上宗雄『中世歌壇史の研究南北朝期』（昭和四十年十一月明治書院）など参照。

6 新註国文学叢書『徒然草』（昭和二十五年三月講談社）

7 本文・番号ともに新編国歌大観による。以下同じ。

8 伊藤敬『新北朝の人と文学』（昭和五十四年十一月三弥井書店）
や木藤才蔵『二条良基の研究』（昭和六十二年四月桜楓社）参照。
なお木藤氏は「貞和の比」の歌会が良基邸で行なわれていた可能性もあると述べておられる（p40）が、私は稲田氏（井上・斎藤両氏も）同様為定邸であろうと考える。

9 斎藤氏「民部卿家褒貶考」p57、稲田氏「兼好の「民部卿家褒貶和歌」をめぐって」p43。その他の論文でも。

10 前の論文では「執筆時期」と書き稲田氏はその点に不審を示されたが、なるほど編纂と言った方が正確であろう。

11 注2に同じ。

12 注2に同じ。

13 以下勅撰集の成立の経過は井上氏の注5の書による。以下同じ
なのでいちいち注記しない。

付記 本稿執筆中に稲田氏の更に新しい論文「兼好の歌歴——和歌四天王の一人——」（『中世文学研究』第二十号平成六年八月）を偶目した。参照させていただいたが特に論中に取り入れることはしなかった。